

答 申 第 10 号

平成22年 2月 1日

伊勢原市長 長塚 幾子 様

伊勢原市情報公開審査会

会 長 立山 龍彦

伊勢原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年5月15日付けで諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する異議申立事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

伊勢原警察署の防犯連絡所にかかわる文書の公開請求に対して、伊勢原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定中、非公開決定とした「伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会役員名簿の氏名」については、公開することが妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立の趣旨

伊勢原市長が平成21年2月17日付けで行った一部公開決定を取り消し、公開を求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次の理由から、伊勢原市長が非公開処分の根拠とした条例上の規定にいずれも該当しないといふものである。

① (その1) 非公開とされた個人情報、情報公開条例第6条第1号ただし書きイに該当するから公開すべきである。

非公開とされている役員の氏名は、当然に、防犯連絡員の氏名であり、「地域防犯連絡所表示板」の所持者であって、道路などから見易い場所に表示板を掲げている（あるいは、そうすることが期待・予定されている）人であることは、明らかである。そうでなければ、事の性質上、防犯連絡所員の目的は達成できない。

実際、※※※※の自宅塀、※※たばこ店の住宅入り口、※※※※※の門扉、※※※※（※※）の住居入り口には、はっきりと見えるように上記表示板が掲げられており、住民は誰でも、上記防犯連絡員の住所と氏名を容易に知り得るのである。

そうすると、本件非公開箇所は、「慣行として公にされている情報」に該当するから、公開されなければならない。なお、「公にされている情報」とは、「現に公衆が知り得る状態に置かれている情報」と解するべきであり、本件非公開箇所はその定義に当てはまる。

（さいたま地裁平成18年4月26日判決）

② 非公開とされた個人情報、情報公開条例第6条第1号ただし書きアに該当するから公開すべきである。

非公開とされている役員が防犯連絡員であり、その旨の看板を道路等から見易い場所に掲示している人の氏名であるとすれば、以下の理由により、当該氏名は情報公開条例第6条第1号ただし書きアに該当し、公開されなければならない。

住居表示に関する法律第8条第2項は、住居番号を見易い場所に表示することを居住者に義務づけている。

住民基本台帳法第11条の2第1項によれば、市長は住民から要望があれば、住民基本台帳の一部の写しを「営利以外の目的で行う住居関係の確認」のために、閲覧させることができる旨を規定している。

横浜地方法務局厚木支局にて登記簿を見ることにより、誰でも土地建物の所有者を知り得る。

そうすると、防犯連絡員看板を見た者は、同時にその住居番号も見ることができ、最終的に、そこに住む人の氏名を知ることができる。

③ 非公開とされた当該名簿の氏名のうち2名分（※※※※※、※※※※）は、神奈川県警察本部長が既に公開を決定している。

④（その2）非公開とされた個人情報は、情報公開条例第6条第1号ただし書きに該当するから公開すべきである。

神奈川県警察本部長が公開した名簿に記載されている「※※※※」は、自治会長である。そして、この名簿には、市内各地区の自治会長と防犯指導員が名を連ねているものと思われる。

自治会長や防犯指導員は、その職務の性質上、地域住民にその氏名（及び住所）が広く知られなければならない。また、伊勢原市においては85%以上の住民が自治会に所属し、自治会役員名簿が作成され、住民に回覧されているという実態がある。

申立人は、※※※自治会の平成19年度と平成20年度の役員名簿を手元に所持しているが、神奈川県警察本部長が公開した名簿に記載されている2名（※※※※※、※※※※）の氏名と住所（及び電話番号）が掲載されている。

そうすると、自治会長等の職に就いている者の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（情報公開条例第6条第1号ただし書きイ）にあたる。

3 実施機関（交通防犯対策課）の説明要旨

（1）条例第6条第1号ただし書きイ（その1）の該当性について

「地域防犯連絡所の設置及び運営要綱」等の資料を見る限り、地域防犯連絡員の氏名は、その活動を円滑、効果的に行うため、担当地域の住民には公表されていると考えられ、また、「地域防犯連絡所表示板」の掲示は地域防犯連絡所の存在を担当地域の住民に周知することを目的としているものと考えられる。

このため、さいたま地方裁判所の平成18年4月26日判決にいう、「現に公衆が知り得る状態に置かれている情報」には当たらず、また、（承知している限り）同種団体において役員名簿が公にされていることもないので「開示請求時点では公にされていないが、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む）の下に保有されている情報や、ある情報と同種の情報が公にされている場合に当該情報のみ公にしないと合理的な理由がない情報、その他当該情報の性質上通例公にすることが相当のもの」にも当たらないと考えられることから、条例第6条第1号ただし書きイには該当しない。

（2）条例第6条第1号ただし書きアの該当性について

住居表示は、市内の一部の区域でのみ実施しているものであり、役員名簿に記載されているすべての者について、「地域防犯連絡所表示板」が掲示されている住居等から住所を知ることはできない。

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定は、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの、又は公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもので、閲覧することが必要である

旨の申し出があり、かつ、市町村長が当該申し出を相当と認めた場合に限り閲覧を認めるものである。したがって、請求目的が制限されており、一定の者に限って閲覧を認めるものである。

したがって、申立人が主張するように、「地域防犯連絡所表示板」を見た者は、同時にその住居番号を見ることができ、最終的に、そこに住む人の氏名を知ることができるとは言えないことから、条例第6条第1号ただし書きアには該当しない。

(3) 条例第15条の規定により、同条例第6条の規定は適用されないとする該当性について

情報公開条例第15条の規定は、他の法令等の規定により公開される行政文書については、この条例により重ねて公開を認める必要がないことから、実施機関が所管する他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による公開を認めている場合、当該他の法令等が定める方法と同一の方法による公開については、第2章（行政文書の公開）の規定を適用しないこととしているものである。

したがって、神奈川県警察本部長が神奈川県の情報公開条例に基づいて公開した情報を、本市が本市の情報公開条例に基づいて非公開としたとしても、直ちに違法となるものではない。

(4) 条例第6条第1号ただし書きイ（その2）の該当性について

自治会長及び防犯指導員部会長については、団体の代表者であることから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると考えられる。（防犯指導員部会長については、神奈川県警察本部においては代表者と整理したようであるが、会則や規約を見ないと代表権の有無は判断できない。）

しかし、異議申立の対象となっている行政文書は「伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会」の役員名簿であり、顧問及び参与以外は地区名しか記載されていないため、当該役員名簿のみでは自治会長等の役職は不明である。

なお、伊勢原警察署が総会資料とは別の「伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会」の役員名簿（自治会長等の役職名が記載されているもの）を保有しており、神奈川県警察本部は、当該名簿をもとに公開・非公開の決定を行ったならば、（総会資料しか保有していない）本市の決定内容が異なることも合理性があると考えられることから、条例第6条第1号ただし書きイには該当しない。

4 審査会の判断理由

審査会は、審査請求に係る本件公文書の内容と審査請求人及び実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会長が作成した平成20年度総会資料である。このうち非公開決定されたものは、伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会役員名簿のうち職務遂行情報に係る公務員の氏名及び電話番号、慣行として公にすることが予定されている会長の氏名を除いた役員の名義及び電話番号である。

(2) 伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会について

伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会の設立の経過等については、都市化の進展に伴う犯罪情勢の悪化に的確に対処するため、生活安全部門には地域住民の自主防犯活動の拠点としての防犯連絡所を、また、地域に密着した地域警察活動を積極的に推進するため、地域部門には地域住民との相互連絡の窓口である警察官立寄所をそれぞれ設置し運営してきたところであるが、発足後、23年が経過し、時代の変遷とともに地域住民の連帯意識の希薄化、核家族化、高齢化の進展等警察を取り巻く諸情勢が大きく変化し、制度発足時の趣旨、活動内容等が現状にそぐわない点が認められたため、防犯連絡所と警察官立寄所の整理・統合を図り、新たに地域防犯連絡所が設けられることにより、地域防犯連絡所の設置及び運営要綱が制定され、平成5年4月1日の施行に伴い、平成6年4月1日付けで伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会規約が施行されている。

その協議会規約によると、地域防犯連絡所連絡協議会の目的は「地域防犯連絡員の行う活動について警察及び連絡員相互の連絡・調整並びに調査・研究を行い、地域における防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図り、もって犯罪の無い明るい街づくりを推進する。」と記載されており、その役員構成は、伊勢原警察署長・伊勢原市防犯協会長から委嘱を受けた連絡員を持って構成し、各地区（「交番、駐在所の管轄区域と同一地域」をいう。）毎の責任者（地区責任者―理事）を置くことと規定されている。

さらに前掲の地域防犯連絡所の設置及び運営要綱によると、連絡員は、常に住民、地区防犯協会、町内会等と連絡を密にし、警察に対する要望・意見等を取りまとめ警察に連絡・通報することが求められている。

(3) 条例第6条第1号ただし書きイ（その1）の該当性について

条例第6条第1号ただし書きイは「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は一般に公表を予定されている情報であり、公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を害する恐れがなく、仮に害する恐れがあるとしても受認すべき範囲にとどまると考えられ、例外的に開示することとしたものである」との立法趣旨によるものであるところ、本件対象文書の不開示とした地域防犯連絡所連絡協議会役員氏名は、伊勢原警察署長・伊勢原市防犯協会長から委嘱された地域防犯連絡員から選ばれた地区責任者で構成されている。

その母体となる地域防犯連絡員は自宅を防犯連絡所として、犯罪のない明るい町づくりを推進するため、地域住民と警察を結ぶ総合情報交換の総合的な窓口として、かつ、地域の自主防犯活動の拠点として犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、警察からの防犯情報等を地域の方々に伝えると共に地域住民から防犯に関する要望・意見等を取りまとめる等のパイプ役の立場にある。

また、防犯連絡員を委嘱された者は、自宅の外から見える位置に、防犯連絡所の表示板を設置し、地域住民にわかるように表示することとされている。

以上のことから、地域防犯連絡所は、安全で安心なまちづくりを推進するため、警察からの防犯情報等を地域の住民の方々に伝達し、概ね自治会単位で地域の防犯拠点としての役割を担っていることから、防犯連絡員の氏名等は住民が知り得るべき情報であるともいえる。

また、地域防犯連絡所としての設置の目的及び意義からすれば、地域住民の多くの人が利用できるようなシステムが望ましく、名前の公表というのは受認すべき範囲にとどまるとともに、地域防犯連絡所は一般的に警察から守られ、保護されている状況にある。

本件は地域における防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図り、もって犯罪の無い明るい街づくりを推進することを目的とし、防犯連絡員の活動を統括する組織であることから考えると、地域防犯連絡所連絡協議会役員氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると考えることが適当である。したがって、地域防犯連絡所連絡協議会役員氏名については本号ただし書きイに該当するものとして、開示すべきである。

(4) 条例第6条第1号ただし書きアの該当性について

伊勢原市における住居表示は、市内全域ではなく一部の区域でのみ実施されており、役員名簿に記載されているすべての者について、「地域防犯連絡所表示板」が掲示されている住居等から住所を知ることはできない。

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定は、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの、又は公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの、又は営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの閲覧することが必要である旨の申し出があり、かつ、市町村長が当該申し出を相当と認めた場合に限り閲覧を認めるものである。したがって、請求目的が制限されており、一定の者に限って閲覧を認めるものであり、申立人の主張とは異なり住居番号、氏名を知り得ることができるとはいえないため条例第6条第1号ただし書きアには該当しないとすることは妥当である。

(5) 条例第15条の規定により、同条例第6条の規定は適用されないとする該当性について

本件は神奈川県警察本部長が神奈川県の情報公開条例に基づき公開した個人情報2名分(※※※※※、※※※※)について、情報公開条例第15条の規定により公開対象であるとの申立については、情報公開条例第15条は他の法令等の規定により公開される行政文書については、この条例により重ねて公開を認める必要がないことから、実施機関が所管する他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による公開を認めている場合、当該他の法令等が定める方法と同一の方法による公開については、第2章(行政文書の公開)の規定を適用しないこととしているものである。

したがって、神奈川県警察本部長が神奈川県の情報公開条例に基づいて公開した情報を、伊勢原市が伊勢原市の情報公開条例に基づいて非公開としたことについての妥当性はない。

(6) 条例第6条第1号ただし書きイ(その2)の該当性について

自治会長及び防犯指導員部会長については、団体の代表者であることから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると考えられる。

異議申立の対象となっている行政文書は「伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会」の役員名簿であり、顧問及び参与以外は地区名しか記載されていないため、当該役員名簿のみでは自治会長等の役職は不明である。

しかし、地域防犯連絡所連絡協議会役員名簿は伊勢原警察署長・伊勢原市防犯協会長から委嘱された地域防犯連絡員から選ばれた地区責任者で構成されている。

その母体となる地域防犯連絡員は自宅を防犯連絡所として、犯罪のない明るい町づくりを推進するため、地域住民と警察を結ぶ総合情報交換の総合的な窓口として、かつ、地域

の自主防犯活動の拠点として犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、警察からの防犯情報等を地域の方々に伝えると共に地域住民から防犯に関する要望・意見等を取りまとめる等のパイプ役であり、当然市民が知り得るべき職務を遂行する立場にある。申立人は氏名のみの開示を請求していることから、広く氏名が知れ渡ることにより防犯連絡員の権利利益を害する恐れがあるとも認めがたいことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると考えることが適当である。

したがって、地域防犯連絡所連絡協議会役員氏名については本号ただし書きイに該当するものとして、開示すべきである。

(7) まとめ

以上のとおり、審査会は、実施機関が非公開とした伊勢原警察署地域防犯連絡所連絡協議会の役員名簿の氏名については、公開することが妥当であると判断し、冒頭の結論に到った。

5 付言

昨今、プライバシー意識の変化や個人情報を取り扱う上での戸惑い等から個人情報保護法の定め以上に個人情報の提供を控えたり、運用上作成可能な名簿を取りやめたりするなど、いわゆる「過剰反応」が言われている。平成20年5月1日施行の「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年）の一部改正施行令」では、過剰反応に対応した取組みが強調され、各地方公共団体においては、過剰反応について、住民等に周知するための積極的な広報活動が求められている。

地域防犯連絡所は、近年の都市化の進展等に伴う地域の連帯感の希薄化、住民の権利意識の高まり、あるいはアパート、マンションの増加等、住民意識、居住環境の変化は、地域住民の生活の場において、様々な問題を生じさせている中、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、警察からの防犯情報等を地域の方々に伝えるパイプ役となり、地域安全活動の拠点としての役割を担っていただくことなどを目的に設けられている。

このことから、地域防犯連絡所の位置づけやその目的に照らすと、地域防犯連絡所の存在を地域住民に広く知らしめる必要があると考えられるので、個人情報の適切な取り扱いを図り、情報の共有を進めることが重要であることを申し添える。

審査会の経過等

年月日	審査会の経過等
H21.02.03	行政文書公開請求書受理（実施機関・市長；交通防犯対策課）
H21.02.17	諾否決定、行政文書一部公開決定通知書発送
H21.02.27	異議申立書受理
H21.5.15	諮問書の受理、審議（第1回）実施機関の説明聴取
H21.6.15	審議（第2回）
H21.6.29	異議申立人からの意見書受理
H21.7.21	審議（第3回）
H22.2.1	答申

伊勢原市情報公開審査会

会 長	立 山 龍 彦	東海大学名誉教授
職務代理者	前 田 廣 治	元市助役
委 員	石 井 琢 磨	弁護士
委 員	北 野 庸 子	東海大学教授
委 員	吉 川 雅 子	元教員